

第70号議案

「品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について

1. 改正理由

「子ども医療費助成事務」について、高校生等医療費助成制度が令和5年4月1日から開始される。それに伴い、区が東京都の補助金を受けるにあたり、助成対象者および当該者と生計を一にする者の所得を把握する必要があることから区独自利用事務として個人番号を利用した情報照会および庁内連携をするため、必要な改正を行う。

2. 改正内容

区独自に個人番号の利用および情報連携をするためには、事務名や個人情報の項目等を条例で定める必要がある。そのため、「子ども医療費助成事務」の情報連携が可能な項目として、地方税関係情報を条例別表第2に追加する。

別表第2 抜粋 (追加する事項)

番号	執行機関	事務	特定個人情報
8	区長	子ども医療費助成事務	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの

3. 施行期日 (附則関係)

公布の日から施行する。

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例
新旧対照表

改正後				改正前			
○品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月10日条例第59号				○品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月10日条例第59号			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
番号	執行機関	事務	特定個人情報	番号	執行機関	事務	特定個人情報
(1から7まで省略)				(1から7まで省略)			
8	区長	子ども医療費助成事務	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	8	区長	子ども医療費助成事務	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則で定めるもの				生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>				<u>新設</u>
(9から44まで省略)				(9から44まで省略)			
<p><u>付 則</u> この条例は、公布の日から施行する。</p>							